



みやざき

《今月の主な記事》

新年のご挨拶.....2	協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ.....6
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ.....3	「工作中」や「通勤途中」にケガをしたとき健康保険は使えません!.....6
健康づくり講習会のご案内.....3	協会けんぽ宮崎支部の平成30年度インセンティブ制度順位は12位です 7
社会保険クイズ.....3	宮崎支部インセンティブ制度順位(総合順位および評価項目毎順位).....7
日本年金機構 からのお知らせ.....4	インフォメーション.....8
「賞与支払届」「賞与支払届総括表」.....4	年金相談の日程等.....8
社会保険手続きには、便利な電子申請を.....5	



今月の表紙



鵜戸神宮【国指定名勝】 (日南市)

「鵜戸さん」と親しみを込めて呼ばれる宮崎県南で最も有名な神社。
太平洋に突き出した鵜戸崎の突端にある洞窟の中に、朱塗りの色鮮やかな御本殿が鎮座する珍しいものです。岬のまわりには奇岩、怪礁が連なり太平洋の荒波が打ち寄せて、美しい景勝地となっています。
また、男性は左手、女性は右手で願いを込めながら運玉を投げ、亀石と呼ばれる岩の枡形に入れば願いが叶うといわれています。
ぜひ一度、運を占ってください。

謹賀新年



一般財団法人
宮崎県社会保険協会
会長 野崎 伸一

新年あけましておめでとうございます。
令和2年の年頭にあたり、会員の皆様にはご健勝で新年をお迎えになられたことと存じ、謹んでお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営につきまして、皆様方より多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

本年も社会保険制度の趣旨普及を図るため、広報誌の発行や各種講習会(研修会)、並びに年金シニアライフセミナー等の事業を実施していくほか、会員をはじめ被保険者とその家族の健康保持増進を図るため、保健師による巡回健康相談と健康運動指導士等による健康体操及び健康啓発ビデオ(DVD)貸出し等の健康づくり事業、並びに福利厚生の一環として、大変ご好評をいただいております家庭常備薬の斡旋及び宿泊施設の優待事業も積極的に推進し、皆様方の健康と福祉の向上に努める所存でございます。

また、本年は新たな事業としまして、社会保険に密接な関係があります年末調整、労働保険等の講習会を計画しております。

今後とも社会保険制度の周知や会員の皆様方の有益になる事業を役職員一同決意を新たに推進してまいります。

本年も、一層のご支援をお願いしますとともに、皆様方の益々のご発展、ご活躍を祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



日本年金機構
宮崎年金事務所
所長 歌津 勝



新年あけましておめでとうございます。
皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。

また、日頃より日本年金機構の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、私どもが扱っている公的年金制度は、被保険者が約6千7百万人、年金受給権者は約4千万人と、合わせて1億人を超える規模になっており、徴収している社会保険料も年間約35兆円、お支払している年金支給額は年間約51兆円となっております。

このように公的年金制度は国民の皆様方の重要な生活基盤となっており、あらためて、私どもの使命は「年金制度の適切な運用により無年金者をなくし、正確な給付により、高齢者等の生活の安定に寄与すること」であることを思い起こし、事業に取り組んでまいります。

平成22年1月に発足した日本年金機構は、今年で11年目を迎えることになりました。引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、宮崎県社会保険協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝をお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会
宮崎支部
支部長 矢野 憲男



あけましておめでとうございます。
加入者様及び事業主様をはじめ関係機関の皆様には、お健やかに輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より、全国健康保険協会宮崎支部の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

私たちは、加入者の皆様方の健康を維持・増進し、病気にかかったときにはきちんと医療を受けられるよう、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っています。

こうした使命を果たすため、レセプトや、現金給付の審査といった従来の基盤的な業務に加え、ジュネリック医薬品の更なる使用促進や保健事業の推進、地域の医療提供体制への働きかけ等を通じた医療の質の向上など、戦略的な保険者機能をさらに発揮してまいります。

本年も変わらぬご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。皆様におかれましては、明るい1年になりますことを祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

健康づくり講習会のご案内

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、保健師・健康運動指導士による講習会及び、実技指導等を実施しています。

この機会に是非、講習会等のお申込みをお持ちしております。

※費用は当協会が全額負担しますので無料です。(∴本年度の協会費を納入頂いた事業所様が対象です)

保健師による主な講習会内容	健康運動指導士による主な講習会内容
1. 食中毒を防ごう 1. 熱中症の予防と対策 1. インフルエンザの予防対策 1. 衛生管理と予防 1. 生活習慣病の予防と対策 1. その他 (ご希望のテーマ)	1. 腰痛・肩こり予防体操 1. 若返りストレッチ体操 1. ロコモーショントレーニング 1. 椅子に座ってできる健康体操 1. 脳のトレーニング 1. その他 (ご希望のテーマ)

お申込・お問い合わせは

(一財)宮崎県社会保険協会

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C
 TEL (0985) 23-0200・FAX (0985) 23-9077



ホームページからお申込みができます。

<http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

新春

社会保険クイズ

問題

●○にひらがなを一文字ずつ入れて、●の文字を並びかえて言葉を完成させてください。

- 1) 被保険者の資格喪失日は退職日の○○○●です。
- 2) 健康保険任意継続加入の手続きは退職日の翌日から●○○以内です。
- 3) 産前産後休業期間中は申し出により保険料が●○○○になります。
- 4) 養育期間標準報酬月額特例申出書は、被保険者が事業主を○○●して、年金事務所等に提出します。

応募方法

- ※右記のとおり、A4用紙に答え・氏名・住所・電話番号をご記入の上、**FAX(0985-23-9077)**にてご応募ください。
- その際、「社会保険みやざき」に対するご意見・要望等をお書き添えください。
- ※締め切りは、令和2年1月29日(水)必着
- ※正解者の中から抽選で10名様にクオカードをプレゼントいたします。
- ※当選者の発表は、令和2年3月号に掲載します。

答え ●●●●

氏名 _____

住所 _____

TEL _____

ご意見・ご要望等 _____

A4サイズの用紙

∴応募用紙に記載された情報は、社会保険クイズ以外の目的には使用しません。



「賞与支払届」 「賞与支払届総括表」

手続きについて

賞与等を支払った場合、支払日より5日以内に「賞与支払届」および「賞与支払届総括表」を管轄の事務センターまたは年金事務所へご提出ください。

また、登録された賞与支払月に賞与の支払いがなかった場合は、必ず「賞与支払届総括表」のみを不支給に○印をつけてご提出ください。

対象となる「賞与」とは

賞与、期末手当、決算手当、その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支払いのものをいいます。なお、年4回以上支払うものは標準報酬月額(算定基礎届)の対象とされ、また労働の対償とみなされない結婚祝金などは対象外です。

保険料

保険料額は「標準賞与額※×保険料率」で計算します。なお「保険料率」は、毎月の標準報酬月額にかかる保険料率と同じです。

※標準賞与額とは

実際に支払われた賞与額(税引き前の総支給額)から1,000円未満を切り捨てた額が「標準賞与額」です。
「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけた額がその賞与にかかる保険料額となります。
保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

〈保険料・届出〉

		保険料の徴収	届出
ケース①	資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与	する	必要
ケース②	資格喪失した月に資格喪失日の前日までに支給された賞与	しない	必要
ケース③	資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与	する	必要

※届出用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードしていただくか、管轄の年金事務所からお取り寄せできます。

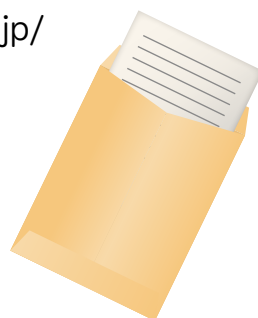
日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

届書は郵送でご提出を

【郵送先】 〒812-8579
福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル
日本年金機構 福岡広域事務センター



○日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月必ず開封し保険料額を確認してください。

社会保険手続きには、便利な電子申請を

電子申請とは

書面やCD・DVDで行っている申請・届出をインターネットを利用して行うことです。電子申請には様々なメリットがあります。ぜひ、電子申請の利用をご検討ください。

電子申請のメリット

いつでも!

時間にとらわれず、365日、24時間いつでも申請ができます。

どこでも!

自宅や職場からインターネット経由でどこでも申請できます。

時間・コスト削減!

申請する際の移動時間や交通費、郵送費等のコスト削減が期待できます。



令和2年4月から、さらに電子申請が利用しやすくなります!

○電子証明書がなくても電子申請ができます!

○「GビズID※」から無料で取得できるID・パスワードにより電子申請が可能になります!

※GビズIDとは?

1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
アカウントの取得に手数料はかかりません!

○「GビズID」に対応した「届書作成プログラム※」をご利用ください。

※「届書作成プログラム」とは?

申請データを簡単に作成・申請できるプログラムです。
日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできます。
※「GビズID」に対応した「届書作成プログラム」は、令和2年4月1日に日本年金機構のホームページに公開予定です。

※「GビズID」の詳細内容、手続きについては、下記ホームページをご覧ください。

GビズID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

「工作中」や「通勤途中」にケガをしたとき 健康保険は使えません!

工作中・通勤途中にケガをしたとき、健康保険証を医療機関に提示していませんか?

健康保険

工作中・通勤途中**以外**のケガや病気が対象。

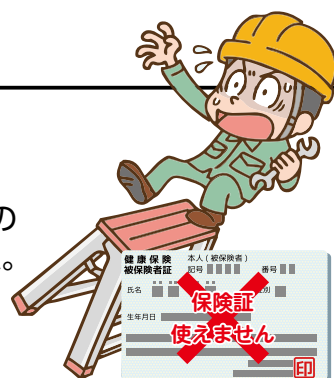
〈原則7割給付〉
協会けんぽ



労災保険

工作中・通勤途中のケガや病気が対象。

〈原則10割給付〉
労働基準監督署

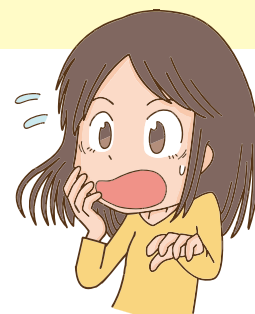


次のような時は、健康保険を使用することはできません!

- × 工作中にケガをした。
- × 通勤途中にケガをした。
- × 工作中や通勤途中に交通事故にあった。
- × 出張中にケガをした。
- × パートやアルバイト中にケガをした。

もし、誤って健康保険を使って治療すると…

協会けんぽが負担した医療費(7~8割)を返還していただくことになり、治療された方にとっては大きな負担となります。医療機関等を受診する際には、ケガの原因を正しく伝えて、健康保険が使用できるか確認しましょう。



事業主や役員が工作中にケガをした場合

労災保険上の「労働者」とならない事業主等が工作中にケガをした場合であっても、健康保険を使用して医療機関等を受診することはできず原則、医療費は全額自己負担となります。

ただし、労災保険には事業主等が加入する「特別加入制度」があります。

被保険者数が5人未満の事業所の事業主や役員の場合、その業務が従業員の行う業務と同一と認められた時は、工作中的のケガであっても健康保険を使用して医療機関等を受診することができます。



労働災害の可能性がある場合は、個人で判断せず、労働基準監督署へ相談しましょう。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

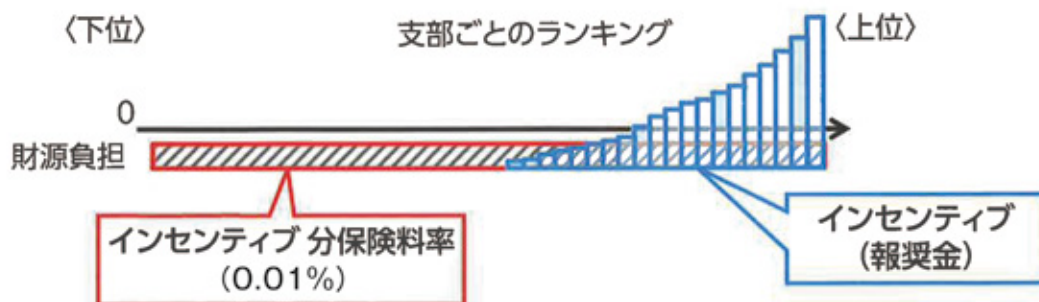
検索

協会けんぽ宮崎支部の平成30年度インセンティブ制度順位は12位です

インセンティブ(報奨金)制度とは…特定健診受診率など5つの評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位23支部に該当した支部について、得点数(偏差値)に応じた報奨金によって、健康保険料率を引下げる制度です。なお、制度の財源として全国各支部から、各支部総報酬の0.01%分を拠出します。

※この0.01%は3年間で段階的に導入します。平成30年度:0.004% 令和元年度:0.007% 令和2年度:0.01%
(保険料率への反映は令和2年度) (同令和3年度) (同令和4年度)

【制度のイメージ】



宮崎支部インセンティブ制度順位(総合順位および評価項目毎順位)

総合順位	指標① 特定健診等の 受診率	指標② 特定保健指導の 実施率	指標③ 特定保健指導対象 者の減少率	指標④ 要治療者の 医療機関受診率	指標⑤ 後発医薬品 (ジェネリック医薬品) の使用割合
12位	35位	18位	14位	17位	9位



インセンティブ制度の順位が良いとどうなりますか？

健康保険料率が下がります！つまり、毎月のお給料から引かれる健康保険料が安くなります。
なお、報奨金がもらえる(料率が下がる)のは上位23支部です。24位以下は財源負担のみです。



順位を上げるためには、どんなことが必要ですか？

難しいことはありません。以下の項目をご確認いただき、出来ることから始めてください！

- 協会けんぽが提供している健診を受けてください。
(被保険者の方は生活習慣病予防健診:扶養家族の方は特定健診)
(事業者健診の場合は健診結果のデータを協会けんぽに提供してください。)
特に宮崎支部においては、扶養家族の方の特定健診受診率が低いことが課題です。



- 健診受診後は、健診結果を確認していただき血圧又は血糖値の項目で「要治療」「要精密検査」の判定があった方は、必ず医療機関を受診してください。
- 特定保健指導※の対象とならないように、健康的な生活習慣に取り組んでください。
※特定保健指導:健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に、保健師・管理栄養士などが生活習慣の見直しをサポートすること
- お薬を受け取る際は、積極的にジェネリック医薬品をご選択ください。

1・2月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
1月・2月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
1月の休日受付	11日(土)	午前9:30～午後4:00
2月の休日受付	8日(土)	午前9:30～午後4:00

1・2月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理人の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆ご予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで飛び込みのご相談は承っておりません。)

会場	1月	2月
串間市役所 会議室	7日(火)	6日(木)
えびの市役所 会議室	9日(木)	13日(木)
西都市役所 市民課年金係	16日(木)	20日(木)
高千穂町役場 町民相談室	16日(木)	20日(木)
小林市役所 1階相談室	16日(木)	20日(木)
日南市役所 別館2階会議室	16日(木)	20日(木)
日向市 日向市中央公民館	23日(木)	27日(木)


年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
○携帯電話でもご利用できます
○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が休日の場合は翌火曜日は午後7時まで受付時間を延長しています。)
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

ゴ ヨ ヤ ク ヨ


〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
○お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌以降の開所日初日に18時まで予約相談を実施しています。



協会けんぽからのお願い

保険証が利用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日から使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康宣言など)